

令和6年度 競争入札有資格者等級格付結果（等級別総合点数）

[工事]

	等級	総合点数 (毎年度変わります。)
土木工事	A	1,310 ~
	B	1,122 ~
	C	1,028 ~
	D	984 ~
	E	865 ~
	F	772 ~
	G	—
建築工事	A	1,236 ~
	B	1,071 ~
	C	1,007 ~
	D	846 ~
	E	702 ~
	F	—
電気工事	A	1,235 ~
	B	1,037 ~
	C	833 ~
	D	—
管工事	A	1,186 ~
	B	1,088 ~
	C	836 ~
	D	—
舗装工事	A	1,167 ~
	B	1,076 ~
	C	854 ~
	D	—
造園工事	A	1,156 ~
	B	948 ~
	C	717 ~
	D	—
解体工事	A	817 ~
	B	—

[測量・設計等]

	等級	総合点数 (毎年度変わります。)
測量	A	235 ~
	B	—
土木設計	A	285 ~
	B	—
建築設計	A	195 ~
	B	—

注1 本市では、等級ごとの総合点数の基準を定めず、毎年度、近年の入札件数等を踏まえて等級ごとの業者数を決定しています。そのため、等級ごとの総合点数の分布は、毎年度変わります。この表では、等級ごとの最低点をお示ししています。

注2 等級格付の概要、申請方法、総合点数の算定方法等は、京都市入札情報館の「主要種目の等級格付の概要」を御覧ください。

注3 御自身の総合点数を表に当てはめて得られた等級より実際の等級が低い場合は、以下のいずれかに該当しています。

- ・ 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事で、特定建設業許可がない場合（上位等級では特定建設業許可が必要です。）
- ・ 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事で、監理技術者数が不足している場合（上位等級では所定の監理技術者数が必要です。）
- ・ 前年度の在籍等級及びそれより上位の等級を対象とした6年7か月間の入札で受注した実績がない場合（例えば、令和5年度にB等級だった場合は、平成29年4月～令和5年10月にA等級及びB等級以上を対象とした入札で受注していないと、令和6年度は昇格しません。）
- ・ 初めての格付である場合（最下位等級に格付します。）
- ・ 1等級昇格した場合（2等級以上昇格しません。）